

高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市内において電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)を普及させるため、予算の範囲内において高砂市電気自動車等購入補助金(以下「補助金」という。)を交付し、もって温室効果ガス排出量の削減を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)をいう。ただし、型式認定を取得する側車付二輪自動車(同項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車(同法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められる標識を取り付けているものをいう。以下同じ。)、電動機が鉛電池によって駆動されるもの及び二輪自動車を除く。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と、内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。ただし、電動機が鉛電池で駆動されるものを除く。
- (3) V2H充放電設備 電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電をする装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC 版」に基づく検定(CHAdeMO V2H protocol 認証)に合格しているものをいう。
- (4) 法人 高砂市で事業を営む法人をいう。ただし、公法人、公益法人、地方公共団体が出資する法人、自動車製造業者(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる細分類番号3111及び3112に属する事業者をいう。)、自動車卸売業者(日本標準産業分類に掲げる細分類番号5421に属する事業者をいう。)及び自動車小売業者(日本標準産業分類に掲げる細分類番号5911及び5912に属する事業者をいう。)を除く。

(補助事業)

第3条 市長は、主に高砂市内で利用する電気自動車等の購入又は補助金の交付を受けようとする者自らが、高砂市内に所有し居住する住宅若しくは事業を営む事業所に、V2H充放電設備を設置するため、経費の一部の補助を受けようとする者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象とする車両は、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「NeV」という。)が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる電気自動車等で、道路

運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第59条第1項に規定する新規検査を別表第1申請期間の欄に掲げる区分に応じ、同表新規登録日、新規検査日又は設置日の欄に定める期間に行う車両（当該車両のメーカーにおいて、当該対象となる車両以外の新規販売する自動車については、市長が個別に判断する車両）とする。

- 3 補助金の交付の対象とするV2H充放電設備は、NeVが定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となるV2H充放電設備を新品で購入し、別表第1申請期間の欄に掲げる区分に応じ、同表新規登録日、新規検査日又は設置日の欄に定める期間に設置するものとする。この場合において、設置日は、補助対象となるV2H充放電設備の保証書の保証開始日又はV2H充放電設備の設置に係る経費の支払が完了した日のうちのいずれか遅い日とする。
- 4 補助金の交付の対象とする電気自動車等は、自動車検査証の使用の本拠の位置が高砂市内であるものとする。
- 5 V2H充放電設備の購入者（所有する場合に限る。）と、V2H充放電設備を設置する土地及び給電対象施設の所有者又は使用権限を有する者は同一であり、かつ、V2H充放電設備は、高砂市内に設置することとする。
- 6 電気自動車等とV2H充放電設備を同時購入する場合は、電気自動車等の使用の本拠の位置が、V2H充放電設備を設置する住宅又は事業を営む事業所の所在地と同一である場合に限るものとする。この場合において、同時購入とは、年度をまたぎ購入したものを含むものとし、年度をまたぐ場合は、V2H充放電設備を先に購入し、当該V2H充放電設備について補助金の交付決定を受けていなければならないものとする。
- 7 補助金の交付を受けられる件数は、同一年度につき、補助金の交付の対象となる者が、個人又は個人事業主である場合にあっては電気自動車等1台及びV2H充放電設備1台とし、その者が法人である場合にあっては電気自動車等3台及びV2H充放電設備1台とする。

（補助申請者）

第4条 補助金の交付を受けられることができる者（以下「補助申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）次のいずれかに該当する者であること。

ア 高砂市内に住所を有する個人又は個人事業主

イ 高砂市内に事務所又は事業所を有する法人

ウ 高砂市内に事務所又は事業所を有するが、高砂市内に住所を有さない個人事業主

（2）高砂市税を滞納していない者であること。

（3）暴力団等（暴力団（高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）をいう。）でない者又はこれと社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象の区分及び当該区分ごとの補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請兼実績報告)

第6条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表第1申請期間の欄に掲げる期間ごとに市長が別に定める日までに、高砂市電気自動車等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の受付)

第7条 市長は、前条に規定する日までに、交付の申請を先着順で受け付ける。ただし、当該日に達するまでに申請のあった額の総額が予算の限度額に達したときは、受付を終了する。

2 前項ただし書の場合において、予算の限度額を超えることとなる日に複数の申請があったときには、市長は、当該申請に係る補助申請者全員を対象に抽選を行い、これに当選した者の申請を受け付ける。

(補助金の交付決定兼確定)

第8条 市長は、第6条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。この場合においては、市長は、必要に応じて当該申請をした補助申請者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当であると認めるときは、高砂市電気自動車等購入補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により速やかに申請をした補助申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことが適当であると認めるときは、高砂市電気自動車等購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請をした補助申請者に通知する。

(補助金の支払)

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、別表第1申請期間の欄に掲げる期間ごとに市長が別に定める日までに、高砂市電気自動車等購入補助金交付請求書(様式第4号)に別表第4に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正であることを確認の上、速やかに当該請求をした補助事業者に補助金を交付する。

(補助金の申請又は請求の取下げ)

第10条 補助金の申請をした補助申請者又は補助金の請求をした補助事業者が、当該申請又は請求を取り下げようとするときは、直ちに、高砂市電気自動車等購入補助金交付申請/交付請求取下届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の申請の取下げがあったときは、当該申請はなかったものとみなす。

3 第1項の規定による補助金の請求の取下げがあったときは、当該請求に係る交付決定はなかつ

たものとみなす。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付決定の取消しの必要を認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、市長は、高砂市電気自動車等購入補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助事業者に通知する。

(手続代行者)

第12条 補助申請者又は補助事業者は、次に掲げる手続について、電気自動車等を販売する者等(以下「手続代行者」という。)に委任状により委任することができる。

- (1) 第6条に規定する補助金の交付申請
- (2) 第9条第1項に規定する補助金の請求
- (3) 第10条第1項に規定する補助金の取下げ

2 手続代行者は、委任された手続を正確かつ誠意をもって履行しなければならない。

3 手続代行者は、補助金に係る手続の委任を通じて補助申請者又は補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って適切に取り扱わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続について偽りその他不正な行為等を行った疑いがあるときは、必要に応じて調査を実施する。

5 市長は、前項に規定する調査の結果、不正な行為等が認められたときは、当該手続代行者に対し、当分の間、当該手続の代行を認めないことができる。

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得する財産(以下「取得財産」という。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、車両については4年(契約期間が4年未満である残価設定ローン等により取得した場合は、当該契約期間)、V2H充放電設備については5年を経過するまでは取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下これらを「処分」という。)に供してはならない。

3 補助事業者は、処分をしようとするとき、又はしたときは高砂市電気自動車等購入助成事業取得財産処分届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があった場合において、交付した補助金のうち、処分をした日か

ら第2項に規定する年数が経過する日までの期間に相当する金額として次の算式により計算される金額を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

返還させるべき金額=交付した補助金額×(第2項に規定する処分に供してはならない日数-取得財産を取得した日から処分した日までの日数)÷第2項に規定する処分に供してはならない日数

(補助金の返還)

第14条 市長は、第11条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 市長がやむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年5月25日から施行する。

2 自動車検査証が令和5年1月4日前に交付された場合におけるこの要綱による改正後の高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱別表第3の規定の適用については、同表中「自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項」とあるのは、「自動車検査証の写し」とする。

附 則

この要綱は、令和5年12月7日から施行する。

別表第1(第3条、第6条、第9条関係) 各申請期間ごとの補助対象となる新規登録日、新規検査日又は設置日

申請期間	新規登録日、新規検査日又は設置日
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	令和5年3月2日から令和6年3月1日まで 当該期間に該当する車両のうち、外部給電機能付き電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と同時購入することとなるV2H充放電設備を購入した場合の当該補助対象となるV2H充放電設備の設置日については、令和4年4月1日から令和6年3月1日まで
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月2日から令和7年3月1日まで 当該期間に該当する車両のうち、外部給電機能付き電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と同時購入することとなるV2H充放電設備を購入した場合の当該補助対象となるV2H充放電設備の設置日については、令和5年3月2日から令和7年3月1日まで
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	令和7年3月2日から令和8年3月1日まで 当該期間に該当する車両のうち、外部給電機能付き電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車と同時購入することとなるV2H充放電設備を購入した場合の当該補助対象となるV2H充放電設備の設置日については、令和6年3月2日から令和8年3月1日まで

別表第2(第5条関係) 補助金の交付の区分及び補助金の額

補助金の交付の区分	補助金の額
電気自動車	1台につき10万円
電気自動車の自動車検査証に記載される使用の本拠の位置と同じ場所に、NeVの実施するV2H充放電設備補助の補助対象機種となっているV2H充放電設備を新たに設置し、かつ、住宅と車両の間で充給電することが可能な給電機能を有した電気自動車	1台につき20万円
プラグインハイブリッド自動車	1台につき5万円
プラグインハイブリッド自動車の自動車検査証に記載される使用の本拠の位置と同じ場所に、NeVの実施するV2H充放電設備補助の補助対象機種となっているV2H充放電設備を新たに設置し、かつ、住宅と車両の間で充給電することが可能な給電機能を有したプラグインハイブリッド自動車	1台につき15万円

V2H充放電設備	1基につき10万円
----------	-----------

備考 契約期間が4年未満である残価設定ローン等による購入の場合（V2H充放電設備のみを
購入する場合を除く。）は、補助金の額を4で除した額に当該契約年数（年未満の端数は切り捨
てる。）を乗じて得た額

別表第3（第6条関係） 申請書兼実績報告書に添付する書類

補助事業の対象	添付書類
電気自動車等	<p>(1) 申請者が次に掲げる場合にあつては、次に該当する書類</p> <p>① 個人の場合 住民票（謄本）（初度登録（検査）日以降に発行されたものに限る。） （写しは不可）</p> <p>② 法人の場合 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日から6か月以内の ものに限る。）（写しは不可）</p> <p>③ 個人事業主の場合 最新の確定申告書（収支内訳書を含む。）の写し（受付日が確認で きるものに限る。）</p> <p>(2) 補助申請者の市税完納証明書又は市税の課税がない証明書</p> <p>(3) 補助金を受けようとする電気自動車等の自動車検査証の写し及び自 動車検査証記録事項</p> <p>(4) 購入した電気自動車等のカラー写真（正面、横、前方斜めから写した もの） ※V2H充放電設備の購入と併せて申請する場合は、V2H充放電設備 と電気自動車等が連系している写真も添付すること。</p> <p>(5) 車両代金がかかる見積書又は契約書の写し</p> <p>(6) 車両代金の支払確認書類（領収書等）又は自動車ローン契約書等の 写し</p> <p>(7) 委任状（手続を第三者へ委任する場合に限る。）</p> <p>(8) その他市長が必要と認めるもの</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 補助申請者が次に掲げる場合にあつては、次に該当する書類</p> <p>① 個人の場合 住民票（謄本）（発行日から3か月以内のものに限る。）（写しは不 可）</p> <p>② 法人の場合 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日から6か月以内の ものに限る。）（写しは不可）</p> <p>③ 個人事業主の場合 最新の確定申告書（収支内訳書を含む。）の写し（受付日が確認でき</p>

	<p>るものに限る。)</p> <p>(2) 補助申請者の市税完納証明書又は市税の課税がない証明書</p> <p>(3) V2H充放電設備の型式が分かる書類</p> <p>(4) V2H充放電設備の配置場所の平面図</p> <p>(5) V2H充放電設備の設置状況を示すカラー写真(対象システム、充電スペース及び当該V2H充放電設備を設置した住宅又は事業を営む事業所の全景が入った写真並びに対象システムの銘板の写真)</p> <p>(6) V2H充放電設備の設置に係る領収書の写し</p> <p>【領収書への記載の必須項目】</p> <p>《宛先》補助申請者宛であることの記載</p> <p>《発行者》工事施工会社の名称、住所等の記載</p> <p>《領収日》領収した日付の記載</p> <p>※発行日と差異がある場合は、ただし書き等として「〇月〇日振込(領収)分」の記載が必要である。</p> <p>《設置場所の名称》ただし書き等に設置場所の住所又は名称の記載(略称不可)</p> <p>《領収金額》領収した金額の記載</p> <p>(7) V2H充放電設備の保証書の写し</p> <p>【保証書の記載の必須項目】</p> <p>《発行者》V2H充放電設備本体のメーカー名であることの記載</p> <p>《発行先》補助申請者名の記載</p> <p>《V2H充放電設備メーカー名》V2H充放電設備メーカー名の記載</p> <p>《V2H充放電設備の型式》V2H充放電設備の型式の記載</p> <p>《製造番号》製造番号又はシリアル番号の記載</p> <p>《保証開始日》保証開始日の日付の記載</p> <p>《保証期間》保証する期間が確認できることの記載</p> <p>《設置場所の名称》設置場所の住所及び名称の記載(略称不可)</p> <p>(8) 委任状(手続を第三者へ委任する場合に限る。)</p> <p>(9) その他市長が必要と認めるもの</p>
--	--

※電気自動車等とV2H充放電設備を同時に購入し、設置する場合は、重複する添付書類を省略することができる。

別表第4(第9条関係) 請求書に添付する書類

補助事業の対象	添付書類
電気自動車等 V2H充放電設備	(1) 補助申請者の口座情報が確認できる書類 (2) その他市長が必要と認めるもの

高砂市長 様

〒

住所

氏名又は名称

代表者名

電子メール

電話番号

高砂市電気自動車等購入補助金交付申請書兼実績報告書

(電気自動車等・V2H充放電設備)を購入するために補助金の交付を受けたいので、高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けた場合は、要綱第13条第2項に規定する財産処分制限期間(車両:4年・V2H:5年)において、軽自動車税及び固定資産税の課税情報等の調査を市長が実施することに同意します。

記

メーカー		電気自動車等 購入 の場合のみ	車名	
型式			種別	<input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車
			V2H	<input type="checkbox"/> 申請済(令和 年度) <input type="checkbox"/> 未申請
車両の初度 登録年月	令和 年 月	使用の本拠 の住所		
申請者区分	<input type="checkbox"/> 高砂市に住所を有する個人又は個人事業主 <input type="checkbox"/> 高砂市に事務所又は事業所を有する法人 <input type="checkbox"/> 高砂市に事務所又は事業所を有するが、高砂市内に住所を有さない 個人事業主			

※裏面に続く。

受付番号

※添付書類(添付していることを確認し、チェックを入れてください。)

🚦 共通

市税完納証明書(コピー不可) 領収書又はローン契約書等の写し

(個人の場合)住民票(世帯全員分。コピー不可)

※補助対象車両の初度登録日以降に発行されたものに限りです。

※V2H充放電設備の補助金のみを申請する場合は、発行日から3か月以内のものに限りです。

(法人の場合)商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書。コピー不可)

※発行日から6か月以内のものに限りです。

(個人事業主の場合)最新の確定申告書(収支内訳書を含む。)のコピー

(受付日が確認できるものに限りです。)

委任状(手続を第三者へ委任する場合のみに限りです。)

🚦 電気自動車・プラグインハイブリッド車

自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項

(電子車検証でない場合、自動車検査証の写しのみ)

車両代金がかかる見積書又は契約書の写し

車両のカラー写真(正面、横、前方斜めから写したもの)

🚦 V2H充放電設備

V2H充放電設備の型式が分かる書類 V2H充放電設備の配置場所の平面図

V2H充放電設備の設置状況を示す以下の全てのカラー写真

設置した住宅又は事業所の全景 充電スペースの全景 V2H充放電設備本体の全景

V2H充放電設備の銘板写真(V2H充放電設備の型式・製造番号等が確認できること。)

V2H充放電設備と電気自動車等が連系している写真(電気自動車等への補助も申請した場合のみ)

V2H充放電設備の設置に係る領収書の写し

【領収書の必須記載項目】①宛 先:補助申請者宛であることの記載

②発 行 者:工事施工会社の名称、住所等の記載

③領 収 日:領収した日付の記載(領収書発行日でなく代金の受領日)

④領収金額:領収した金額の記載

⑤設置場所:ただし書等に設置場所住所(事業所名)の記載(略称不可)

V2H充放電設備の保証書の写し

【保証書の必須記載項目】①発 行 先:補助申請者名であることの記載

②発 行 者:V2H充放電設備本体のメーカー名であることの記載

③型式・製造番号:V2H充放電設備の型式及び製造番号又はシリアル番号の記載

④保証開始日:保証開始日の日付の記載

⑤保証期間:保証する期間が確認できることの記載

⑥設置場所:設置場所の住所及び名称の記載(略称不可)

様式第2号(第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

高砂市長



高砂市電気自動車等購入補助金交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり交付することを決定し、補助金の額を確定したので、高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1 交付決定金額 | 金 | 円 |
| | (内訳)電気自動車等 | 円 |
| | V2H充放電設備 | 円 |
| 2 交付決定番号 | | |
| 3 補助の内容 | 補助金の交付申請書に記載のとおり | |
| 4 補助金の交付条件 | <p>交付の決定を受けた後は、高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第9条第1項の規定により、高砂市電気自動車等購入補助金交付請求書(様式第4号)を提出してください。</p> <p>なお、要綱第13条第2項に規定する期間(車両については4年(契約期間が4年未満である残価設定ローン等により取得した場合は、当該契約期間)、V2H充放電設備については5年)内に取得財産を処分しようとするとき、又はしたときは、高砂市電気自動車等購入助成事業取得財産処分届出書(様式第7号)を市長に提出し、同項に規定する年数が経過する日までの期間に相当する金額として市長が定めた金額を返還させることとします。</p> | |

様式第3号(第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

高砂市長



高砂市電気自動車等購入補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった補助金の交付申請について、交付しないことに決定した
ので、高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 補助申請の内容 補助金の交付申請書に記載のとおり

2 不交付の理由

様式第4号(第9条関係)

令和 年 月 日

高砂市長 様

交付決定番号	
--------	--

(交付決定者)

〒

住所

氏名又は名称

代表者名

電話番号

高砂市電気自動車等購入補助金交付請求書

高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

請求金額	金 円							
振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協				<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所			
種 別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号					
フリガナ								
口座名義人								

※交付決定者と口座名義人の氏名は同一であること。

※この書類の提出の際には、口座情報が確認できる書類を添付してください。

様式第5号(第10条関係)

令和 年 月 日

高砂市長 様

交付決定番号	
--------	--

(交付決定者)

〒

住所

氏名又は名称

代表者名

電話番号

高砂市電気自動車等購入補助金
交付申請／交付請求取下届出書

高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり(申請・請求)を取り下げます。

記

取下げをする理由	
----------	--

様式第6号(第11条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

高砂市長



高砂市電気自動車等購入補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付高 第 号で交付決定を行った高砂市電気自動車等購入補助金については、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定金額	金	円
	(内訳)電気自動車等	円
	V2H充放電設備	円

2 交付決定番号

3 取消理由

様式第7号(第13条関係)

令和 年 月 日

高砂市長 様

〒

住所

氏名又は名称

代表者名

電話番号

高砂市電気自動車等購入助成事業取得財産処分届出書

高砂市電気自動車等購入補助金の交付に係る取得財産を処分した(処分したい)ので、高砂市電気自動車等購入補助金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

取得財産	メーカー	電気のみ記入 自動車等	車名	種別 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車
	型式			
処分理由				
処分年月日 (予定)				